

貴和・貴志川高等学校同窓会会則

- 第1条 本会は、貴和・貴志川高等学校同窓会と称し、事務局を母校内に置く。
- 第2条 本会は母校を中心とし、会員相互の親睦と教養の向上を図り、併せて母校の教育の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次の会員で組織する。
- 1 正会員 本校卒業生及び本校に在学した者で役員会に於いて加入を認め
た者
- 2 特別会員 本校現職及び旧職員
- 第4条 会員はその住所、姓名、職業等に関する変更を速やかに本会事務局に報告する。
- 第5条 本会では次の事業を行う。
- 1 会報の発行
- 2 親睦会、講演会、講習会等
- 3 本会の目的を遂行するに必要な事業
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 理事 年度各クラス2名選出
- 4 書記 1名
- 5 会計 1名
- 6 会計監査 1名
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
- 3 理事は会長を補佐し、重要事項を審議する。
- 4 書記は本会の会務を処理する。
- 5 会計は本会の会計を処理する。
- 6 会計監査は会計を監査する。
- 第8条 本会の役員は総会で選出し、役員の任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
- 第9条
- 1 本会は毎年1回総会を開く、ただし必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。
- 2 学年会、学級会は必要に応じて開催する。
- 第10条 総会に提出する事項は次の通りである。
- 1 会務会計報告
- 2 予算の審議及び決算の承認
- 3 役員の選出
- 4 第5条の事業に関する事項
- 5 会則の改正
- 6 その他運営上必要と認めた事項
- 第11条 本会の経費は入会金及び寄附金で維持する。
- 第12条 新会員は入会に際し、入会金2,000円を納入する。
ただし必要に応じて臨時費を徴集することができる。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の会計は、一般会計及び特別会計（調整基金としての会計）からなる。
- 第14条 本会には次の帳簿を置く。
会務記録簿、会員名簿、会計簿
- 第15条 本会則は総会の出席者の過半数の同意で変更することができる。
可否同数の場合は議長が決する。

附 則

- 1 昭和59年1月18日から施行する。
- 2 平成21年9月5日から一部改正する。
- 3 平成25年8月24日から一部改正する。
- 4 令和元年8月24日から一部改正する。
- 5 令和6年7月4日から一部改正する。